

安来市道一時使用承認規則

平成 28 年 5 月 26 日
規則第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市道の一時的な使用について、法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、「一時使用」とは、道路占有(道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 32 条第 1 項に規定する道路の占有をいう。)に該当しない市道の一時的な使用であつて、次に掲げるもののうち通行規制が必要なものをいう。

- (1) テレビ番組又は映画の野外撮影
- (2) 民有地の工事に係る車両の駐車
- (3) 祭礼行事
- (4) イベント
- (5) その他市長が特に認めるもの

(一時使用の申請)

第 3 条 前条の一時使用に係る申請については、安来市道路工事承認規則(平成 28 年安来市規則第 3 号)第 5 条の規定を準用する。ただし、公序良俗に反し、又は社会通念上相当でないと認められる一時使用は、これを申請することができない。

(その他)

第 4 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。